

平成 23 年 9 月 5 日

岐阜市産業廃棄物不法投棄事案経過等報告について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 納付命令の発出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課（内線 6279、6269）

岐阜市は、平成 23 年 8 月 12 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する者として、不法投棄行為者の関連会社 4 社に対して、法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づき、次のとおり納付命令を発出しましたので報告します。

(1) 納付命令の対象者

株式会社岐阜ディーエス（岐阜県）
株式会社美商（岐阜県）
株式会社山源（岐阜県）
株式会社新和建設（岐阜県）

(2) 発出した納付命令の概要

岐阜市は、現在、行政代執行により「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」に基づいて、生活環境保全上の支障の除去に必要な措置を行っているところであるが、これにより要した費用の額が確定したもの（平成 20 年度から平成 22 年度分）について、それぞれの責任割合に応じた費用の納付を命じるものである。

(3) 納付命令の発出日

平成 23 年 8 月 12 日

(4) 納期限

平成 23 年 9 月 1 日

(5) 送達方法

平成 23 年 8 月 12 日、郵便（配達証明）により、対象者に郵送。

2 費用回収に係る状況について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課（内線 6279、6269）

岐阜市は、平成 16 年 3 月に岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案が発覚して以来、実施した調査、対策工事、産業廃棄物運搬・処分業務委託等に要した費用について、これまでに不法投棄行為者等に請求し、回収に努めてきました。

さらに、費用回収の成果を上げるため、外部委員で構成される「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会」を平成 21 年 1 月に設置し、費用回収を進

めるためのより専門的な助言を得るとともに、専任の職員を配置し、組織の強化を図ってきました。

今般、不法投棄行為者の関連会社、さらには排出事業者にも費用を請求するに至ったため、これまでの取組について報告します。

(1) 費用請求及び回収の状況

- ・請求額 3,865,934,462円
- ・回収額 87,381,557円
- ・請求対象者 (株)善商及び同社役員等3名、ニッカン(株)役員等2名、不法投棄行為者の関連会社4社、排出事業者8社、他1名
- ・請求内容 汚染状況等調査・同詳細調査、周辺環境調査、支障除去に係る基本設計、対策工事、産業廃棄物運搬・処分業務委託等に要した費用

詳細は、別添「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る費用回収の取組(中間報告)」を参照。

3 現場の状況等について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課(内線 6276)

- (1) 平成23年7月に測定した地下水、湧水などの水質等モニタリング結果は、それぞれの基準に適合していました。
- (2) 現在、現場では掘削・選別作業を進めております。

・これまで(8月31日現在)に搬出した廃棄物量は、次のとおりです。

可燃物	140,726 t
金属類	609 t
<u>ダイオキシン類に汚染された廃棄物</u>	<u>44 t</u>
合計	141,379 t

4 現場内及び周辺環境モニタリング調査の実施について

担当・問い合わせ先 現場内分：環境事業部産業廃棄物特別対策課(内線 6277)

周辺環境分：自然共生部自然環境課(内線 6441)

- ・現場内及び周辺のモニタリング調査を実施しております。9月の予定は次のとおりです。(天候等により変更する場合があります。)

(1) 現場内モニタリング調査

20日(火)地下水調査、上流沢水調査、揚水調査

(2) 周辺環境モニタリング調査

20日(火)地下水調査、河川水調査、排水調査